産業建設常任委員会資料
都市安全部　道路管理課

議案第１３８号
宝塚市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
資料３　自転車通行帯と自転車道の違い

「自転車通行帯」とは、

・車道の中で左端寄りに設ける、道路標識によって自転車の通行を指定された車両通行帯のこと。

・自転車は、道路標識によって指定された車両通行帯を通行しなければならず、その他の車両の通行は認められない。

・車道の左端に設けるため、自転車専用通行帯内の自転車の通行は、その他の車両と同じ一方向のみで幅は、1.5m 以上を基本とする。

・県の整備計画と整合を図って路面に青色の着色を行う。

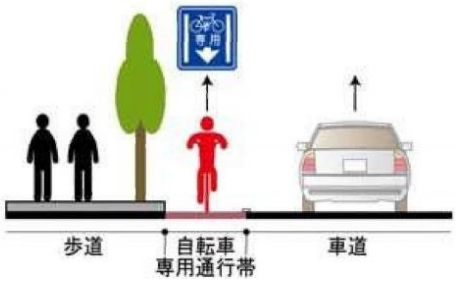

自転車専用通行帯（自転車レーン）

県道姥ヶ茶屋伊丹線（伊丹市）

「自転車道」とは、

・自転車の通行の用に供するために縁石線または柵その他これに類する工作物によって区分して設けられた道路の部分を言う。

・自転車は、自転車道が設けられている道路においては、自転車道を通行しなければならない。

・自転車道内では、一方通行の規制がない限り、双方向通行が可能で幅は、自転車が離合できる 2.0m 以上を基本とする。

・県の整備計画と整合を図って路面にベンガラの着色を行う。

・本条例に基づき、設計速度が時速 60km 以上の市道の新設や改築等を行う場合は、自転車道の設置を検討する。

自転車道

県道高砂北条線（高砂市）

※設計速度が時速 60km 以上の道路

本条例が適用される市道では宝塚池田線、その他市内で県が管理する道路では国道 176 号(バイパス部)が該当する。